

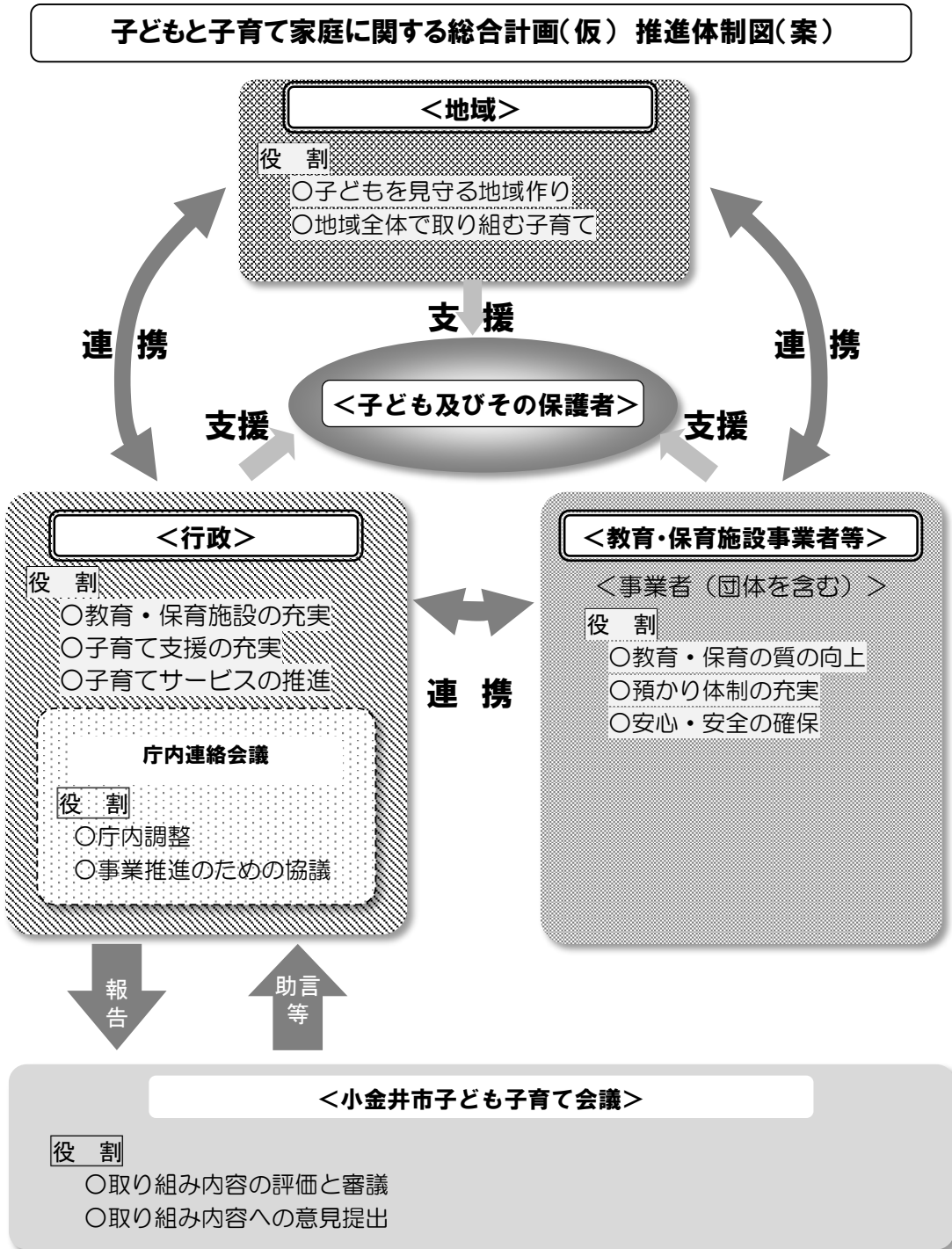
子どもと子育て家庭に関する総合計画（仮）第5章

第5章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

小金井市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割があります。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めるとされています。

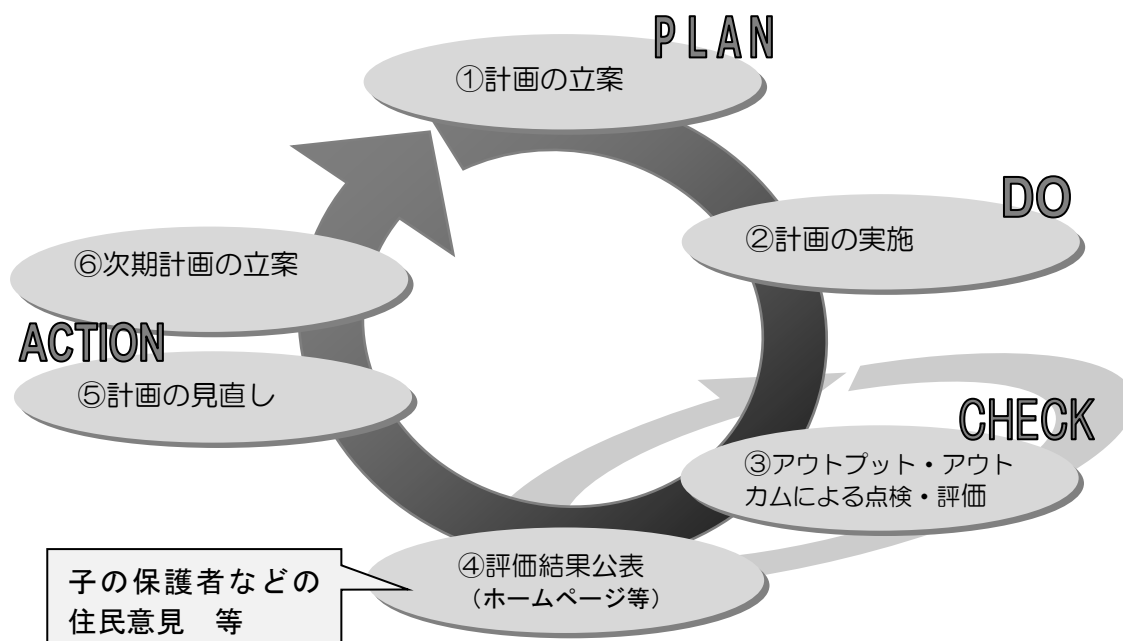
小金井市は、子ども・子育て支援法に基づき「子どもと子育て家庭に関する総合計画（仮）」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、さまざまな部局と連携を図りつつ、全庁的に施策を推進するよう努めます。

また、児童相談所、保健所、教育機関、警察、ボランティア団体など関係機関との連携も強化し、総合的な取り組みを図って行きます。

3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげて行きます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子どもと子育てに関する総合計画（仮）は、子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表。

○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、機会を捉えて住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

○教育・保育のニーズの状況を確認したうえで、計画の見直しによる需給調整を図ることとします。